

公益財団法人武蔵野市国際交流協会の
ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人武蔵野市国際交流協会の（以下「協会」という。）の公開・管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告（ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトのリンクをすることができるもの（以下「バナー」という。）による広告をいう。）とし、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 協会の広報媒体に掲載することにより、その公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業に関するもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (6) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (7) 投機的 content 又は射幸心を著しくあおる content であるもの
- (8) 法令の規定による広告規制に違反するもの
- (9) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (10) 協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、協会が広告として適当でないと認めるもの

(広告主の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する営業を営む者は、ホームページへの広告の掲載をすることができない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する営業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業及びこれらに類する営業
- (3) 消費者金融、債権回収等に関する営業
- (4) 投機的 content 又は射幸心を著しくあおる content に関する営業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当でないと認める営業

(広告の掲載)

第4条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページとする。

(バナーの規格)

第5条 バナーの規格は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める規格とする。この規格にあてはまらない広告を掲載する場合には、別途協会がこれを定めるものとする。

- (1) 大きさ 天地 52 ピクセル 左右 180 ピクセル
- (2) 情報量 4 キロバイト以内
- (3) 情報形式 GIF 形式 (アニメーション GIF を除く。)

(広告の掲載料)

第 6 条 広告の掲載料は、1 枠 1 ヶ月につき 3,000 円とする。

(掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合には、その掲載月を複数月とすることができる。

2 広告の掲載期間は当該掲載の開始する月の最初の開所日 (日・月・祝祭日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日まで以外の日<以下「開所日」という。>) の午前中から、当該掲載を終了する月の翌月の最初の開所日の午前中までとする。但し、協会の都合により開始前と開始後に掲載することは妨げない。

3 広告掲載期間中、火災、地震等の自然災害、通信の停止等の人災など、協会の責めに帰すべき理由によらない通信遅延または通信不能については、一切責任を負わないものとする。協会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたとき、協会は、閉鎖した時間を 24 時間で除して得た日数 (端数時間切捨て) に相当する期間、広告掲載期間を延長する。

(申込方法)

第 8 条 ホームページへの広告掲載希望者 (以下「申込者」という。) は武蔵野市国際交流協会ホームページ広告掲載申込書 (第 1 号様式) 及び広告原稿の案並びに会社概要や活動概要などがわかる資料を、広告掲載希望日の 1 ヶ月前までに協会に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 協会は、第 2 条及び第 3 条の規定により申込内容を審査し、広告掲載の可否をする。

(掲載料の納付)

第 10 条 第 9 条の規定により広告の掲載の決定を受けた申込者 (以下「広告主」という。) は、協会が指定する期日までに当該広告の掲載料を、原則として一括して納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第 11 条 広告主は協会が指定する方法により広告原稿を作成し、協会が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

(広告主の責任)

第 12 条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告主は、広告の掲載に係る事項について変更しようとするときは、速やかにその旨を協会に届け出るものとする。広告の掲載を中止しようとするときも、同様とする。

(広告掲載の決定の取消し)

第 13 条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかった場合
- (2) 広告主が、指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告内容が、第2条各号のいずれかに該当することとなった場合
- (4) 広告主の営む営業が、第3条各号のいずれかに該当することが判明した場合
(掲載料の返還)

第14条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、この限りでない。

(その他)

第15条 ホームページへの広告掲載について、疑義が生じた場合は、別途協議の上協会がこれを定めることとする。

第16条 この要綱に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載について必要な事項は、協会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人武蔵野市国際交流協会理事長 殿

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

（団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

武蔵野市国際交流協会ホームページ広告掲載申込書

武蔵野市国際交流協会ホームページ広告掲載取扱要綱の内容に同意し、下記のとおり
広告掲載を申し込みます。

記

リンク先の URL	http://
掲載希望期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (計 か月)
広告の内容	
業種及び業務内容	
添付資料	<input type="checkbox"/> 会社概要 <input type="checkbox"/> 広告見本 <input type="checkbox"/> その他
担当者	氏 名 部署名 E-mail
備 考	

注 以下は記入しないでください。

受付番号	審 査 結 果